

公益財団法人公益法人協会 第10回評議員会議事録

- 1 開催日時 平成25年6月24日(月) 14時~16時15分
- 2 開催場所 日本工業俱楽部3階中ホール
- 3 評議員総数及び定数
 総数 28名、定足数 15名
- 4 出席評議員数 18名
(出席) 伊藤道雄、今井渉、今村泰弘、上野宏、大貫正男、桐原保法、黒田かをり
 四戸靖郷、渋沢雅英、高橋陽子、鶴見和雄、中野佳代子、西山雄治、原田洋一、
 巻島一郎、宮崎幸雄、矢内顯、山岡義典
 注) 原田評議員は第1号議案説明中の14時26分、黒田評議員は同議案質疑応答中の14時37分に着席した。
(欠席) 大西健丞、木原啓吉、佐藤孝安、菅谷良昭、田中弥生、茶野順子、野村萬、
 深尾昌峰、松原明、恵小百合
(監事出席) 高宮洋一
(理事出席) 太田達男理事長、金沢俊弘専務理事、鈴木勝治専務理事、土肥寿員常務理事、
 宮川守久理事
(議案説明及び報告) 太田理事長、金沢専務理事、鈴木専務理事
- 5 議案
 決議事項 第1号議案「議事録署名人の選出」の件
 第2号議案「平成24年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件
 第3号議案「平成24年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同
 附属明細書並びに財産目録の承認」の件
 第4号議案「理事の選任」の件
 第5号議案「監事の選任」の件
 第6号議案「評議員の選任」の件
 協議事項 「評議員会会長及び役員等候補選出委員会委員の改選について」
 報告事項 (1) 第21回理事会の決議内容等について
 (2) 行政庁等の動向及び当協会の対応
 ① 移行認定・認可申請及び答申等の状況
 ② 内閣府公益認定等委員会の動向
 ③ 政府関係方面への要望事項の状況
 ④ 政策提言の経過
 (3) 25年度新規事業の進捗状況
 ① シンポジウム2013「公益法人制度改革の総括と今後の課題」
 ② 被災地視察ツアーエ
 ③ 非営利法人トップマネジメント・セミナー2013

- (4) 助成財団の動向に関する訪米調査団 2013
- (5) ウェブアンケート調査 2013
- (4) その他の職務執行報告

6 会議の概要

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事より、評議員総数28名中、現在16名が出席、2名は遅れて出席予定であり、10名欠席であること、したがって開催要件の定足数たる過半数15名以上を充足していることを確認し(その後2名が着席し、出席評議員は18名となった)、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、山岡評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案「議事録署名人の選出」の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、今村泰弘、宮崎幸雄の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案「平成24年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件

第3号議案「平成24年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認」の件

議長の求めに応じ、第2号議案、第3号議案の説明が続けて行われた。

初めに理事長より第2号議案について、平成24年度事業計画にある4つの基本方針に基づき次のとおり事業報告があった。

<基本方針1>「引き続き、円滑な移行支援、新規設立支援に向けて法人の特性に応じた個別性のある支援体制を構築する。小規模法人支援もその一環として行う」

セミナー事業、講師派遣事業、内閣府委託の相談会事業等各種のイベントや出版事業について公益法人等のニーズにマッチした企画をタイムリーに実施した。また、個別相談事業やウェブを利用した質疑・情報提供なども引き続き精力的に実施し、相応の成果を収めた。

<基本方針2>「新公益法人制度(認定法、一般法)、資産寄附税制等及び公益信託制度(税制を含む。)の現実的な改正に向けて具体案を要望する」

問題点の多い財務基準など公益認定法の改正要望については昨年7月に関係方面に提出、現在要望活動中。また、小規模法人の負担軽減対策としての一般法人法の改正についても検討が進み、報告書がまとまり25年度中の要望に向けて準備中。PSTの撤廃をはじめとする25年度税制改正要望については、ほぼ空振りに終わったが、寄附金にかかる消費税の取扱については公法協要望どおり今年度から実現することになった。

公益信託については実務的検討が終わり4月に関係方面への要望提出を終えた。

<基本方針3>「東日本大震災関連事業として、現地非営利団体との交流を密にするほか、被災地支援掲示板や NOPODAS において現地非営利団体と各公益法人間の連携を促進

する」

被災地におけるニーズと公益法人等の支援をつなぐ資金と情報の仲介的役割を強化したいとの思いであったが、需要サイド、供給サイド両面の情報収集が必ずしも十分ではなかったため、期待した成果が挙げられなかつた。

<基本方針4>「設立40周年記念事業として『公益法人協会40年史』(仮称)を刊行し、併せてシンポジウムを開催する」

予定どおり、40周年記念シンポジウム「公益法人の40年と今後の展望」を開催、また、年史についても「公益法人協会40年の歩み—市民社会の発展をめざして—」を刊行した。

<管理部門他>

会員数は23年度より減少に転じており、色々手を打っているが残念ながら、24年度も67件の純減(23年度はマイナス50件)となつた。

また、「事業報告の内容を補足する重要な事項」については、本文すべて説明をしているので作成しない旨の説明があつた。

<収支及び財務の状況>

続いて、議長の求めに応じて、金沢専務理事より第3号議案について次のとおり説明があつた。

・24年度は経常増減で1,251万円の赤字、23年度と合わせると2年間で1,740万円のマイナスになり、それだけ流動資産が減つたことになる。収益面の特徴を述べると、まず、新入会が増えて受取入会金は前年より増加し、受取会費は同171万円のマイナスに止まつた。事業収益のポイントとしては、①出版の売上は2,700万円の予算を達成し、かつ前年を上回つたこと、②セミナー事業は前年とほぼ同じ収益を得たが、予算比ではマイナス600万円であったこと、③機関誌の協賛広告収益は一千万円台を大きく割り込み、前年比630万円のマイナスとなつたこと等が挙げられる。③については助言をいただければありがたい。費用の分析としては、40周年関連事業などにより、(震災支援費を除くと)前年比で563万円経費が増えた。経費で最も大きいのは、年間1,300万円を超える事務所の賃借料。これは今、何とか低減すべく交渉している。以上であつた。

また、行政庁への定期提出はこの決算を元に行うが、全体のバランスを考え、基準を会費収益の配賦は昨年同様、公益事業7:法人会計3とすることが説明された。

議案説明の後、高宮監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があつた。

第2、3号議案につき、次の質疑応答があつた。

(鶴見評議員) 移行支援のニーズが下がつたことから、会員数がある程度減少するのは仕方ないにしても、退会の比率が全会員の10%とは高すぎるのではないか。せいぜい5%くらいに止める方策を考えているか。

(太田理事長) 新法施行以降、設立が簡便な一般法人が激増しており、これはすでに2万1千くらい登記されている。これを公益法人協会の新規の顧客として認識し、会員として獲得につなげたい。また、アソシエイト会員制度の導入を考えている。主に全国組織の業界団体、職能団体、専門団体がターゲットになり、各都道府県、多いものは各市町村単位で存在する。いわゆるアンブレラ法人である。例えば、シルバー人材センターは全国に1,300くらいの法人がある。他にも、法人会、給食会などがある。「親」(全国組織)が会員であれば、その「子」(傘下団体)は低廉な会費で入会できる仕組みである。会員制度の一部に組み込むため、現在はまず、個別の全国組織に打診中である。

(金沢専務理事) 退会のうち3分の1は、本年11月末で廃止が決まっている「準会員」である。「準会員」には数年前から、普通会員・特別会員への種別変更を勧めている。最近、変更率が上がったが、まだ25%くらい。残り138の準会員をできる限り普通会員(財団法人・社団法人)か特別会員(それ以外の団体)へ移っていただくよう誘導しているところである。

(上野評議員) 新規設立の一般法人の中で、公益法人協会という名前にふさわしい、公益性を有する団体はどのくらいあるのか。自ら公益性が低いと思う法人は入会しないであろうし、名称の問題は大きいのではないか。2万1千法人の活動内容を分析してはどうか。

(太田理事長) 一般法人には所管庁がない。法律的には法務省の所管ということになるが、事業目的、予算規模、従業員の数が一切公開されていないから、実態が分かり辛い。法務省の情報開示で登記数は把握しているが、それは全体の数だけ。幸い、3千法人はホームページを持っているので、社内のITチームがウェブで調査している。今後は、いかにこの3千法人を具体的にマーケティングしていくことか、と思う。

(鶴見評議員) 退会の抑止は、プラン・ジャパンでも重要課題であり、理由は徹底的に分析するようにしている。リテンション(継続)の方向性をどのように考えているか。年末で公益法人の制度が終わるので、残りの団体の確保が重要なわけだが、退会の理由は何か。移行が完了したから支援はもう必要ない、ということなのか。それとも、公益法人協会の会員向けサービスに不満があるから、ということなのか。理由の調査はしているか。

(太田理事長) 事業報告書にも記載しているが、移行の支援をしてもらうという当初の目的を達成したから退会、というケースが最も多い。続いて財政上の問題。つなぎとめるためにはどういった方策があるか、真剣に考える時期に来ている。これまででは、会員と非会員の差別化をあまり図らなかったが、今後は会員の魅力が増すようなことをやらなくてはならない。それがリテンションの第一の方法であり、その一つとして、ホームページの運営相談ブログ「Q&A」を会員専用に変更している。

(宮崎評議員) 会員の退会による減収、収益事業の中でも出版事業・セミナー事業の増収の関連はどうか。

(太田理事長) 直接の関係はなく、非会員のセミナー受講、実務書の購入は従来から多い。

また、書籍の棚卸については一定年数で償却し、除却損を立てている。

(金沢専務理事) 書籍の売上げは増加しているが、年度末に発行したため在庫が増える、といった傾向はみられる。

以上、第2号議案、続いて第3号議案を審議の結果、両案とも原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

第4号議案「理事の選任」の件

議長より、まず現理事は全員改選であること、また、今月12日に開催された役員等候補選出委員会(以下「選出委員会」)において、理事会から提出された候補者名簿について審議され、本評議員会へ提出する候補者が選出されたことにつき、選出委員会議事録をもとに説明があった。

続いて、議長の求めに応じ、理事長から理事の改選案につき説明があった。説明によると、現理事14名のうち2名は再任を希望せず、選出委員会ではこの2名を除く12名の再任候補者と、新たに3名が理事候補者として選出された。原案どおり選任されると、改選後の理事総数は15名(定数10~15名)になるとのことであった。なお、新任候補者のうち高宮氏は現在、監事、山岡氏は評議員であるが、それぞれ任期満了につき退任する。

審議の結果、次のとおり選任を出席評議員全員一致で可決した。なお、山岡評議員会議長は自らを理事に選任する表決において議長を務めることは適切でないとの判断から、その間退席し、出席者の同意を得て宮崎評議員が議長代行を務めた。

(再任)

浦上節子、太田達男、片山正夫、金沢俊弘、岸本幸子、鈴木勝治、田中皓、長瀧重信、早瀬昇、福原義春、堀田力、松岡紀雄

(新任)

高宮洋一 現監事、城西国際大学客員教授

橋本大二郎 武藏野大学客員教授、前高知県知事

山岡義典 現評議員、(特活)市民社会創造ファンド運営委員長

任期はいずれも、選任された日から平成27年定時評議員会終結の時まで。

なお、任期満了による退任者2名は次のとおり。

土肥寿員、宮川守久

第5号議案「監事の選任」の件

議長の求めに応じ、理事長より監事の改選案につき説明があった。説明によると、現監事3名のうち高宮氏1名が改選となるが、第4号議案のとおり理事に選任されたため再任しない。後任候補者は、高宮氏と同じく法人実務に詳しい人物である。原案どおり選任されると、改選後の監事総数3名(定数2名以上3名以下)は改選前と同じ。なお、監事選任議案については非改選の2名の監事の同意を得ている、ということであった

審議の結果、次のとおり選任を出席評議員全員一致で可決した。

(新任)

谷村 啓 (公財)放送文化基金参与

任期は、選任された日から平成29年定時評議員会終結の時まで。

なお、任期満了による退任者1名は次のとおり。

高宮洋一

第6号議案「評議員の選任」の件

議長の求めに応じ、理事長より評議員の改選案につき説明があった。説明によると、現評議員28名のうち、非改選が8名、20名が改選となるが、うち10名は再任を希望しない。選出委員会ではこの10名を除く10名を再任候補者として選出、また、新たに退任者に替わる10名を評議員候補者として選出した。原案どおり選任されると、改選後の評議員総数は改選前と同じ28名(定数20~30名)になる、とのことであった。

本議案につき、次の質疑応答があった。

(鶴見評議員) 候補者は皆それぞれ立派な方であるが、今後の選任について考えると、選出委員会議事録にもあるようにジェンダーバランスがあまりよろしくない。改選後は理事が15名中2名、評議員は28名中5名。公益法人協会の今後の広がりを考えると、ジェンダーを考えた方がよい。

(太田理事長) ご指摘のとおりであり、数年前から改善に努め一定の結果を示したが、今回やや後退した印象を与えるかと思う。引き続き努力したい。

審議の結果、次のとおり選任を出席評議員全員一致で可決した。

(再任)

伊藤道雄、今村泰弘、上野 宏、大貫正男、黒田かおり、渋沢雅英、高橋陽子、野村 萬、宮崎幸雄、矢内 顯

(新任)

石山 勉 (公財)鹿島学術振興財団常務理事

伊藤 博士 (公財)トヨタ財団常務理事

金子 隆之 (公財)生協総合研究所理事兼事務局長

小西恵一郎 (公財)国際医療技術財団代表理事

笹部 俊雄 (公財)JKA常務理事

谷井 浩 (一財)電力中央研究所理事

徳川 義崇 (公財)徳川黎明会会长

轟木 洋子 (公財)ジョン万次郎ホットフィールド記念国際草の根交流センター事務局長

松澤 聰 (公財)本田財団常務理事

茂木義三郎 (公財)三菱財団常務理事

任期は、選任された日から平成29年定時評議員会終結の時まで。

なお、任期満了による退任者10名は次のとおり。

木原啓吉、桐原保法、佐藤孝安、菅谷良昭、田中弥生、西山雄治、原田洋一、松原 明、惠小百合、山岡義典

○ 協議事項 「評議員会会長及び役員等候補選出委員会委員の改選について」

山岡議長から、自らの評議員退任により評議員会会長のポストが空席になり、また、同じく役員等候補選出委員会委員も全員が改選となることが示された。このことに関して、次の評議員会がある3月まで会長が不在でもそれほど不便はなく、それまでに大きな改選の予定はないことから評議員会会長と役員等候補選出委員会委員の選任も3月の評議員会まで待つことは可能であるが、定款に定めた機関としては空白期間が長いのはあまりよくないとの考えもあり、会長候補者及び役員等候補選出委員会委員候補者の推薦について理事会に依頼し、選任は書面評決による評議員会で行う方法があることについて説明があった。また、評議員会会長は再任又は非改選の評議員の方にお願いするのが適切との意見が出された。

以上の説明に基づく協議の結果、会長候補者及び役員等候補選出委員会委員候補者の推薦を理事会に依頼した上で、その選任を書面評決による評議員会にて行うこと出席評議員全員で合意した。

○ 報告事項

次のとおり報告があった。

(1) 第21回理事会の決議内容等について

理事長から、6月7日に開催した理事会の決議として、①平成24年度事業報告等、②計算書類等、③役員等候補選出委員会へ提出する役員等候補者名簿の提出についてそれぞれ承認したことの他、④顧問として学習院大学大学院法務研究科教授の能見善久氏を選任したこと、⑤『東日本大震災 支援組織応援基金』の設置及び募金等、⑥当協会内のアドホックな検討機関として『Coming 10 プロジェクト委員会』を設置する等を決議したことについて説明があった。

(2) 行政庁の動向及び当協会の対応

鈴木専務理事から、次の項目について報告があった。

① 移行認定・認可申請及び答申等の状況

報告によると25年5月末現在、前回報告した同2月末と比べ、実績ベースでは想定したほど移行は進捗しなかった。平成20年12月1日時点の特例民法法人数を母数とすると、申請ベースでは全体の76.9%まで進捗し、残りの23.1%のうち10%ほどはみなし解散になると思われる。その他、合併・解散は2,000件ほどと推測されることから未申請は数%であり、実質的に移行は終了したと思われる。以上であった。

② 内閣府公益認定等委員会の動向

この4月に発足した第3期・内閣府公益認定等委員会の委員について説明があった他、内閣府が行った「公益法人の自立と活性化に向けたヒアリング・意見交換」の第一号として、太田当協会理事長が行った説明「公益法人協会について一中間支援団体の活動と役割一」の内容について報告があった。

③ 政府関係方面への要望事項の状況

4月17日に当協会が「新公益法人及び一般法人の情報公開に関する要望」について内閣府公益認定等委員会宛てに提出したこと、並びに4月19日の法務省を皮切りに内閣府、金

融庁、財務省宛てに「公益信託制度の抜本改正」を提出したことの報告があった。また、非営利法人法研究会が特に小規模簿法人の運営を簡略化、支援する目的で報告書としてまとめた新しい法人類型の創出並びに現行一般法人法の一部非適用等の考え方について説明があった。

④ 政策提言の経過

25日に実施される予定の、自民党NPO等特別委員会ヒアリングの場で述べる5つの政策提言について説明があった。説明によると、「非営利活動促進を成長戦略の一環に」と題されたこの提言は、①公益認定基準の見直し、②税制上の支援措置、③誰でも簡単にアクセスできる「行政庁による情報公開」、④国民が理解でき、使い勝手の良い「会計基準」及び⑤公益信託制度の抜本改正、であるとのことであった。

(3) 25年度新規事業の進捗状況

金沢専務理事から、次の項目について報告があった。

① シンポジウム 2013 「公益法人制度改革の総括と今後の課題」

本年11月末の移行期間満了に伴い、公益法人制度改革がもたらしたもののは何か、どのような問題が生じ、解決しなければならない問題、また必要なものは何かなど、新制度の総括と今後の課題、民間公益活動の新たな潮流を探るシンポジウムを12月5日、都内で開催する旨、報告があった。

② 被災地視察ツアー

助成財団関係者による被災地視察のためのツアーを本年9月に実施すること、同ツアーは10名ずつ、2回予定しているとの旨、説明があった。

③ 非営利法人トップマネジメント・セミナー2013

移行支援業務に注力したためここしばらくは開催を見送っていた、法人理事・事務局長クラスを主な対象とする同セミナーを7月下旬、5年ぶりに神奈川県葉山町で開催する旨、報告があった。報告によると、今回のセミナーはこれまでの制度中心のテーマを改め、移行後の運営と法人の経営に焦点を当てるものであり、参加料は価格を抑えるとのことであった。

④ 助成財団の動向に関する訪米調査団 2013

米国助成財団の最近の状況を現地で調査し、わが国におけるより効果的な助成事業のあり方の参考とすることを目的とした同調査団を、本年9月下旬から10月上旬にかけて、7泊9日の日程で実施する予定であることが報告された。

⑤ ウェブアンケート調査 2013

毎夏行っている、定点観測というべき同調査を、本年も6月中旬～7月上旬に実施することが報告された。報告によると、今回のアンケートは大別して①新制度下の運営、②寄附特に税額控除、③東日本大震災関連事業の三つ。対象は、移行した公益法人約8,000及び公益認定を取得した新設法人250であるとのことであった。

(4) その他の職務執行報告

理事長より、これまで個別の資料と口頭により報告した以外の事項については、別資料「職務執行状況」としてまとめてあるのでご覧いただきたい、との説明があった。

以上の報告につき、次の質疑応答があった。

(黒田評議員) 『東日本大震災 支援組織応援基金』については、日本N P Oセンターが市民社会創造ファンドと協同して実施している現地N P O応援基金とかなり類似している。改めて公益法人協会がこれを設置する意図は何か。また、どう差別化を図るのか。

(太田理事長) 理事会でその相違について説明、議論した経緯はない。相違を示せば、ドナーの層の違い。N P Oは企業、N P O関係者の寄附を想定しているということになるが、当協会の基金は会員の公益法人と、個人としての役職員をターゲットにしている。助成先としていえば、両者が変わるところはないと思う。

(鶴見評議員) この基金は、どのくらいの規模のものを考え、どの程度の費用を見込んでいるのか。費用対効果はどうか。2年前の経験を踏まえ、しっかりととした基準を作つておくべきではないか。資金の使途のモニタリング、エバリュエーションも重要な説明責任行為であり、協会として軸のブレない、しっかりとしたものにして欲しい。

(太田理事長) 前回はとにかく緊急性を重視したため、細かいモニタリングはしない、とにかく現地の支援団体に自由に使ってください、というスタンスだった。もちろん会計報告はもらったが、使途は制限せず、自由にした。今回は心のケア、指数で計ることができない部分のサポートに重点を置いて、支援を行いたいと考えている。

(伊藤評議員) 東北三県について。助成財団による「被災地支援ツアー」を企画しているとのことだが、私が関係する団体では、これまで225名のアジア人留学生をボランティアとして被災地へ派遣している。今回、3年度目を企画するにあたり、現地事情に精通した人から聞いた話だが、自分たちは見せ物じやない、また来たか、という反応だとのこと。一方で、自分たちのことを忘れて欲しくないという気持ちもあるとのこと。現地の人々の感情は複雑だ。大切なことは、ローカルの人達が本当に何を必要としているかを見極め、それに応えること。ところで、東北三県で、公益法人協会の会員がどのくらいいるのか。今回の募金の使途として、公益法人協会のローカルメンバーを通して支援を行うことも考慮されるよう、提案をしたい。

(太田理事長) 東北三県で、40～50法人だろうか。支援の対象とすることを検討したい。被災地ツアーについては、単なる観察に終わらないよう、現地の団体に企画をお願いし、現地のイベントに参加することを考えている。

(伊藤評議員) 会員数が限られていれば、メンバーになっていない法人にも声をかけて、公益法人協会の存在を知ってもらう良い機会になるのではないだろうか。また、あらかじめ予算を確保し、支援事業の評価を行うことも必要なのではないか。

以上をもって議案の審議等を終了したので16時15分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成25年7月4日

議長 山岡 義典 

議事録署名人 今村 泰弘 

議事録署名人 宮崎 幸雄 

本議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務担当課長 加藤 利文

総務部 松野亜希子